

福島地方水道用水供給企業団業務の状況について(令和4年5月公表)

令和4年3月末現在の業務の状況

(1) 事業の概要

令和3年度下半期の送水量は、19,294,220^m (1日平均送水量106,012^m) で、前年度と比較して333,970^m (1.7%) の減となった。

また、年間総送水量は、39,102,450^m (1日平均送水量107,130^m) で、前年度と比較して371,380^m (0.9%) の減となった。

令和3年度下半期の有収水量は、予定下半期有収水量19,307,238^m に対し、給水量は19,228,500^m で99.6%の実績であった。

年間総有収水量は、38,889,098^m (1日平均有収水量106,545^m) で前年度と比較して330,169^m (0.8%) の減、当初予定水量と比較して、264,293^m (0.7%) の減となったものの、有収率は、99.5%で前年度と比較して0.1%の増となった。

(2) 経理の状況

令和3年度収益的収支予算執行状況 (令和4年3月末現在)

(単位 千円)

科 目		予 算 現 額 (A)	上 半 期 執 行 額 (B)	下 半 期 執 行 額 (C)	計 (D)	執 行 率 (D/A)%
収 入	水道用水供給事業収益	4,432,180	1,775,427	2,631,616	4,407,043	99.4
	営業収益	3,526,766	1,768,774	1,747,930	3,516,704	99.7
	営業外収益	905,414	6653	883,686	890,339	98.3
支 出	水道用水供給事業費用	4,451,805	1,245,248	3,008,143	4,253,391	95.5
	営業費用	4,013,340	1,114,057	2,700,970	3,815,027	95.1
	営業外費用	438,365	131,191	307,173	438,364	100.0
	予備費	100	0	0	0	0.0

令和3年度資本的収支予算執行状況 (令和4年3月末現在)

(単位 千円)

科 目		予 算 現 額 (A)	上 半 期 執 行 額 (B)	下 半 期 執 行 額 (C)	計 (D)	執 行 率 (D/A)%
収 入	資本的収入	8,338	0	8,338	8,338	100.0
	負担金	8,338	0	8,338	8,338	100.0
支 出	資本的支出	1,848,529	1,084,652	704,787	1,789,439	96.8
	建設改良費	398,788	363,977	-24,278	339,699	85.2
	企業債償還金	1,449,741	720,675	729,065	1,449,740	100.0

福島地方水道用水供給企業団業務の状況について(令和4年5月公表)

令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の概要をお知らせいたします。

記

令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 給 水 市 町 数 | 3 市 3 町 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 38,457,550 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 105,363 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		4,427,602 千円
第1項 営 業 収 益		3,511,547 千円
第2項 営 業 外 収 益		916,055 千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		4,493,095 千円
第1項 営 業 費 用		4,081,597 千円
第2項 営 業 外 費 用		411,398 千円
第3項 予 備 費		100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,733,977千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,497千円及び過年度分損益勘定留保資金1,698,480千円で補てんするものとする。)

	支	出
第1款 資 本 的 支 出		1,733,977 千円
第1項 建 設 改 良 費		291,707 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		1,442,270 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 185,789 千円 |
| (2) 交 際 費 | 100 千円 |